

令和7年第11回農業委員会総会議事録

令和7年11月17日（月）第11回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員15人

会長 18番 仲田清志	会長職務代理者 1番 神山順一
2番 赤井勝利	3番 小田正廣 4番 西村 勉
	6番 平利一 7番 奥津忠和
8番 倉脇敏弥	9番 井藤孝久 10番 宮本武博
	12番 小川広文 13番 山田條一
	15番 安達利延 16番 信谷昌吾
17番 藤本彰	

推進委員 8人

1番 谷岡貴寿	2番 児玉公治 3番 泉登
	5番 三輪金樹 6番 妹尾良和
7番 後藤保夫	8番 大原砂利 9番 逸見則夫

欠席委員 5人

5番 奥津賢司	11番 藤川雅 14番 森立夫
4番 溝尾美恵子	10番 妹尾元弘

議事 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第50号 農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
議案第51号 現況証明に係る現況認定について

報告事項 農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
完了届について
利用権設定中途解約について
農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案の変更
(権利の移転・受け手)について

協議事項

その他の事項

事務局職員（書記）	事務局長 小寺俊一
	主査 福田洋介
	主査 赤迫隆
	主任 真治将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第11回総会を開催いたします。本日の出席は23名です。欠席は、5番奥津委員、11番藤川委員、14番森委員、推進4番溝尾委員、推進10番妹尾委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会長	皆様、おはようございます。令和7年も後1か月半ほどで終了となります。利用状況調査のほうが今月末までとなっておりますので、よろしくお願いします。本日は、中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案がかなりの件数が出ておりますのでスムーズな進行にご協力くださいますようお願いいたします。
福田主査	それではこれから進行は、会長よろしくお願いいたします。
会長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、9番井藤委員、10番宮本委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。
	それでは、1番でございます。現地確認を11月5日に行っております。場所は正田、現況地目は畠4筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、本申請地は、申請地に隣接する家を譲受人が購入することに伴い、同時に申請地も譲り受け耕作を行うということで合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている

	と考えます。以上です。
会長	1番について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。確認日は11月7日、森委員、三輪推進委員、私の3名で行いました。申請地は正田です。正田に●●●があります。その正面真下に譲受人の自宅があり、その周りにこの申請地4筆がありました。既に、少し耕作されておりましたのでこれからも農地の管理を行うと思われますので問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号1番の議案に賛成の方は举手をお願いいたします。
	(全員举手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。現地確認を11月5日に行っております。場所は哲西町畠木、現況地目は畠1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。

奥津(忠)委員	<p>7番奥津です。確認日は11月6日に奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で確認しております。場所は、●●●の旧道を●●方面に500m行ったところを右に100m進んだところです。綺麗に耕作されていました。以上です。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は大佐永富、現況地目は畠3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。10宮本委員。</p>
宮本委員	<p>10番宮本です。11月10日、山田委員、後藤推進委員と現地確認しました。場所は、●●●●●から南に400m進んだところにあります。問題ないと思います。</p>

会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございます。現地確認を11月5日に行っております。場所は哲多町宮河内、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、申請地は、譲受人が借りて耕作している農地で、この度この農地を売買により取得して耕作を行うことにしたものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番安達委員。</p>
安達委員	<p>15番安達です。確認を11月8日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員、私の4名で行いました。場所は、●●方面から●●●●●●を超えて哲多町宮河内の入り口の●●から●●方面へ100m先の右側の道沿いにあります。現在、耕作されておりまた、譲受人の方の隣地でもありますので問題ないと考えます。</p>
会長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p>

	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、5番でございます。現地確認を11月5日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は畝3筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。16番信谷委員。
信谷委員	16番信谷です。11月8日に仲田会長、大原推進委員、私の3人で現地確認しました。場所は、●●●●●入口から●●方面に400m進んだ所を北に100m行ったところにありました。譲渡人が遠方に居住されていて管理できないので、申請地の近くに住んでおられる譲受人が管理をするものです。問題ないと思います。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)

	ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第5条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、1番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は千屋、現況地目は田1筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業に伴う原木置場としたいためです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から2年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費・造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番小田委員。
小田委員	3番小田です。確認を11月8日、児玉推進委員、泉推進委員としております。場所は、千屋地内●●●●があります。その隣に申請人の会社があります。その裏側にあります。
会長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、5条の議案については面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となります

	が、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第50号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案の新規分について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回新規の貸付について34件でております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を充たすと考えます。新規については、以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番からお願いします。
妹尾(良)委員	推進6番妹尾です。1番2番をまとめて説明します。現地確認を11月13日、藤本委員、藤川委員、神山委員とで行いました。現地は、●●地区公会堂がありますが、そこから300m東に行きますと●●●の高台があります。そこにありました。草刈り管理がよくされており問題ないと思います。3番ですが、同日に確認しております。●●●●●から3.5キロほど●●方面に進みますと●●●●●があります。その向側にピオーネ畑が広がってます。豊永佐伏分はその頂上部分にありました。豊永赤馬分はその下にありまして綺麗に管理されておりました。問題ないと思います。4番、●●●●●から南へ2.5キロ進むと●●●のうえに●●地区があります。そこに申請地がありました。綺麗に管理されており問題ないと思います。以上です。
後藤委員	推進7番後藤です。5番です。11月10日に確認しました。場所、県道大佐日野線を北上すると●●●●があります。そこから分岐し千屋実大佐を●●●方面に行くと最初にある集落内の土地です。6番、●●●●●より東側へJRを超えて●●●川を越えた向側の集落内にあります。以上です。
大原委員	推進8番大原です。7番ですが、11月8日、仲田会長、信谷委員と現地確認しました。場所は、●●●●●の川を挟んだ向側にあります。問題ないと思います。
逸見委員	推進9番逸見です。現地確認を11月8日、井藤委員、小川委員、安達

委員、私で行いました。場所は、●●●●の真裏の川沿いです。問題ないと思います。

小寺局長

9番から以降は、制度が変わったことによる新規扱いになっておりますが、契約としては中間管理事業に代わり契約の内容自体は引き継ぎのものですので再設定ということで進めますので、内容的には変わりはないとご理解いただければと思います。34番までは新規扱いですが、内容は制度が変わってきたかたちのものです。

会長

9番以降、34番までは便宜上は再設定ということです。
事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、決定といたします。続きまして、再設定について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長

35番からが中間管理事業の再設定で65件出ています。以前、再設定の前のとは耕作者が変わっているところが何件かあるとご指摘がありました。これにつきましては中間管理事業ということで以前は中間管理機構が間になり中間管理機構が耕作者に貸付した2つの契約がある事業となっているのですが、以前につきましては中間管理機構のほうから耕作者に貸した部分の契約というものは中間管理機構が管理していることで総会では報告してなかつたものです。この度、制度が変わりましたので中間管理機構から農業委員会で告示をして欲しいとありましたので、以前は報告してなかつたのですが今後は、耕作者が中間管理機構との契約変更をされ変わった場合には報告事案として報告させていただくようになりますのでよろしくお願いします。今回の再設定につきましては、今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会長

再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。

地区委員	<p>「ありません。」</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
真治主任	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定を決定といたします。続きまして、議案第51号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
	<p>それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回6件申請がございました。</p> <p>それでは1番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成16年頃より耕作が行われておらず、約20年間にわたり農地としての利用実績がありません。現況は雑草が繁殖し、農業用水の供給も停止されております。加えて、地盤が常時湿潤状態にあり、排水性が極めて悪く、機械の進入や作業が困難なため、農地としての機能を喪失しております。現在の現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に2番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田3筆、畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成16年頃より耕作が行われておらず、約20年間にわたり農地としての利用実績がありません。現況は雑草が繁殖し、農業用水の供給も停止されております。加えて、地盤が常時湿潤状態にあり、排水性が極めて悪く、機械の進入や作業が困難なため、農地としての機能を喪失しております。現在の現況のとおりとなっている。というものでございます。</p> <p>次に3番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田2筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成16年頃より耕作が行われておらず、約20年間にわたり農地としての利用実績がありません。現況は雑草が繁殖し、農業用水の供給も停止されております。加えて、地盤が常時湿潤状態にあり、排水性が極めて悪く、機械の進入や作業が困難なため、農地として</p>

の機能を喪失しており、現在の現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に4番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は上市、台帳地目は田1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、昭和50年8月頃に●●●●が倉庫を建築し、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に5番でございます。現地確認を11月5日に行っております。場所は哲西町上神代、台帳地目は田3筆、畠2筆です。現況地目は原野と宅地でございます。理由は、申請地の現況が原野の土地は、前所有者が高齢のため、実家から離れた所にある申請地を耕作できなくなったため、平成12年頃より原野となっており、●●●●番●は40年前頃から実家の前の入口の敷地として利用しており、現況のとおりとなっている。というものでございます。

次に6番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は新見、台帳地目は畠1筆です。現況地目は公衆用道路でございます。理由は、申請地は、平成12年に市が下水道管やマンホールを埋設するため、●●●●番●から分筆した土地で、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。

会長

この件について、関係地区委員の説明を1番より順次求めます。

小田委員

3番小田です。確認日は11月8日、児玉推進委員、泉推進委員とでしました。

1番の場所は、先程5条で説明しました場所の会社の裏です。記載のとおり、平成16年頃に大雨で水路・田が埋まってしまい何もできなくなりました。2番、3番もほぼ場所も状態も同じです。以上です。

平委員

6番平です。確認日は10月30日、赤井委員、泉推進委員と行っております。現況は倉庫が建っていますので宅地です。以上です。

奥津(忠)委員

7番奥津です。5番確認日は11月6日、奥津委員、妹尾推進委員、私とで確認しました。場所は、●●●●から国道を●●方面に500m行ったところを右手に入り200m行ったところの一番上の右手、川を挟んでありました。左に曲がり家前が宅地になっていました。家の裏、2筆が原野になっておりその前が縦貫が走っておりその裾のほうへ●●●●番●がありました。原野になっておりました。以上です。

倉脇委員

8番倉脇です。11月13日に平委員、溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●●●を山の方へ入ったら●●●がありその下の

	土地になります。現況のとおりとなっていました。
会　　長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 51 号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、認定といたします。報告事項に入る前に 10 分間、休憩とします。
	～　　休憩　　～
会　　長	再開します。続きまして報告事項に入ります。農地法施行規則第 29 条の届について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法施行規則第 29 条の届出が 1 件ございました。 それでは 1 番でございます。現地確認を 11 月 5 日に行っております。場所は哲多町矢戸、現況地目は畝 1 筆でございます。申請目的は農機具倉庫。申請理由は、トラクター、運搬機等を入れる倉庫が必要になったため。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和 7 年 12 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までです。以上です。
会　　長	この件について、関係地区委員より報告願います。
井藤委員	9 番井藤です。11 月 8 日、小川委員、安達委員、逸見推進委員、私の 4 名で現地確認しました。場所は、県道新見川上線の●●●●●より ●● 方面へ 500 m 行ったところです。問題ないと思います。
会　　長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回 3 件ございました。3 件とも同様の土地で同様の申請となっておりますので、併せて説明させていただきます

	がよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい。」
真治主任	それでは、1番、2番、3番でございます。現地確認を10月30日に行っております。場所は馬塚、登記地目は1番が田1筆、畠4筆、2番が田3筆、畠2筆、3番が畠1筆、現況地目は原野と山林という申請で、該当地は時期不詳で原野、山林となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。
平委員	6番平です。確認日は10月30日、赤井委員、泉推進委員としました。場所は、国道180号を●●方面へ行き上市の分かれ道から300m●●方面へ寄ったところに●●●●あります。そこを右折すると高梁川を渡り突当り●●集落です。それを更に北へ30m進んだ右側に11筆ありました。現況は記載のとおりでした。以上です。
会 長	次に、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が6件でております。 1番正田地内、畠1筆農地法第5条住宅用地及び露天駐車場、総会日令和2年6月18日、完了日令和3年2月20日。 2番大佐上刑部地内、田1筆農地法第5条駐車場及び資材置場、総会日令和7年9月18日、完了日令和7年7月19日。 3番哲西町大野部地内、畠1筆農地法施行規則第29条農道、総会日令和7年5月16日、完了日令和3年9月30日。 4番哲西町大野部地内、畠2筆農地法第4条墓地及び外周路、総会日令和7年5月16日、完了日令和7年10月4日。 5番哲西町上神代地内、田1筆農地法第5条住宅用地、総会日令和5年6月16日、完了日令和7年9月30日。 6番豊永赤馬地内、田1筆農地法第5条盛土材置場、総会日令和5年4月18日、完了日令和7年10月6日。 以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。1番より順次お願いします。

西村委員	4番西村です。確認日は11月7日、森委員、三輪推進委員、私の3名で確認しました。立派な住宅、駐車場ができておりました。
宮本委員	10番宮本です。11月10日に確認しました。完成しておりました。
奥津(忠)委員	7番奥津です。11月6日に3番4番5番を確認しました。問題ありませんでした。
山田委員	13番山田です。11月10日に確認しました。以上です。
会長	続きまして、利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が3件でております。 1番草間地内、畠1筆、農用地利用集積等計画へ変更するため。 2番草間地内、畠3筆、農用地利用集積等計画へ変更するため。 3番哲多町宮河内地内、田2筆、所有権移転（農地法第3条）。 ででています。以上です。
会長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願ひします。
妹尾(良)委員	推進6番妹尾です。先程の議案50号、1番2番で確認したものと同じです。以上です。
逸見委員	推進9番逸見です。先程、3条売買で許可されたものです。11月8日に確認しております。
会長	続きまして、農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について2件出ています。先程、説明させていただきました中間管理機構が預かり耕作者の方に貸す部分について契約について耕作者の方が変更になったということで中間管理機構の方から報告があったものです。 1番哲多町蚊家地内、田2筆、使用貸借。 2番哲多町蚊家地内、田6筆、使用貸借。 ででております。以上です。

会長	この件について、関係地区委員より補足説明があればお願ひします。
地区委員	「ありません。」
会長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願ひします。
事務局	「ありません。」
会長	続きまして、その他ですが事務局からありますか。
真治主任	<p>事務局から2点あります。</p> <p>1点目、12月2日(火)に「ロマン高原かよう総合会館」にて行われる「市町村の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」について、出欠の記入をしていただいてありがとうございました。出席していただける方は、よろしくお願ひいたします。</p> <p>当日の日程について先月もご案内しましたが、確認のため再度をお知らせします。12月2日(火曜日)の12時に南庁舎駐車場からバスで出発予定です。12時に出発しますので、11時50分には集まつていただければと思います。昼食はありませんので、各自で食べておいてください。</p> <p>研修会が16時30分までですので、市役所に17時30分に戻つてくる予定です。</p> <p>2点目、12月の総会後に農業者年金の講習会を予定していますので、お知らせします。以上です。</p>
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。12月18日木曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
会長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p> <p>ないようなので、神山代理、閉会の挨拶をお願いします。</p>
神山代理	本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 10 時 29 分)

令和7年12月5日作成

署名委員

議長

委員

委員